平成　29　年度　事務事業評価シート

事務事業の概要・計画（PLAN）

事務事業名	人権同和教育事業	会計名称	一般会計			担当課	社会教育課
		予算科目	10 款 5 項 4 目	事業番号	4830	所属長名	森田誠司
事業評価の有無	■ 評価対象事業　□ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	高村博之
法令根拠等	伊予市人権を尊重する社会づくり条例					実施期間	【開始】 平成 17 年度
総合計画での位置付け	生涯教育都市の創造						【終了】 平成 年度（予定）
	誰もが平等な社会づくり						■ 設定なし
総合計画における本事業の役割	各種人権・同和教育研修会や人権啓発活動などを積極的に行うことで、市民の人権意識の高揚を図り、人権を尊重する、誰もが平等な社会づくりを目指す。						
事業の対象	市民、愛媛県人権教育協議会伊予市支部	事業の目的	市民一人ひとりが人権感覚を高め、人権を尊重するための人権・同和教育や啓発活動を展開する。				
事業の内容（整備内容）	各種人権・同和教育研修会、人権啓発活動等	昨年度の課題に対する具体的な改善策	前例踏襲の研修等にとどまらず、アンケート調査を考慮した研修内容を実施し研修講師を招聘する。				

事業活動の内容・成果（DO）

事業費及び財源内訳（千円）

項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額
直接事業費		1,985	1,640	1,073	0	0	2,526
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他	27	27	0	0	0	18
	一般財源	1,958	1,613	1,073	0	0	2,508
職員の人工（にんく）数		1.58	1.58				1.58
1人工当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017
※ 直接事業費＋人件費		14,761	14,307				15,193

主な実施主体	直接実施（嘱託職員２人を含む。）	実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）	

事業活動の実績（活動指標）

項目	単位	28 年度実績	29 年度予定	9月末の実績	29 年度実績
地区別人権・同和教育懇談会	箇所	80	78	43	78
伊予市人権・同和教育研究会	回	1	1	0	1
オピニオンリーダー養成講座	回	5	5	5	5
啓発資料の作成	種類	5	5	0	5

向こう５年間の直接事業費の推移（千円）	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	5年間の合計
	1,900	1,900	1,900	2,570	1,900	10,170

成果指標

		単位	区分年度	28 年度	29 年度	30 年度	目標 毎 年度
指標	人権啓発対象数	人	目標	15000	15000	15000	15000
指標設定の考え方	人権意識の高揚を図るために、どれだけの市民に啓発できたか、全戸配布数（１世帯当たり１人として）＋各種研修等での配布数		実績	14751	14372		
指標で表せない効果							

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）	人権教育事業のうち、地区別人権・同和教育懇談会については、地域住民意識の変化や高齢化などにより懇談会参加者が減少する傾向にある。参加人数の増加が図られるよう公民館報や人権資料の配付を通して広報活動に努める。

事務事業の評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～ 9：B 5～ 7：C 3～ 4：D	A	事業成果・工夫した点	地区別人権・同和教育懇談会の研修教材や視聴用DVDの内容について検討を行い、研修の質的充実を図った。また、伊予市人権・同和教育研究会（佐礼谷小）では今年度は例年の講演から人権コンサートを取り入れ、さらに地域づくりに取り組んでいる住民にも広く参加を呼びかけた。６月に５回開催のオピニオンリーダ養成講座では、最近懸念されている人権問題として東北大震災における被災者の人権問題について講座を設けた。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	4				
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	4				
		有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～ 9：B 5～ 7：C 3～ 4：D	A		
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4				
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 2 1 施策推進につながっていない。	3				
		効率性	手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～ 9：B 5～ 7：C 3～ 4：D	B	事業の苦労した点・課題	人権教育については、新たに研修会の開催回数を多くするという取り組み方法もあるが、生活の多様化や住民ニーズの変化を的確にとらえ、教育内容の質的充実や効果的な方法、たとえば子育て世代の人権学習としてPTAの会合の場における共催開催など、今後工夫が必要である。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3				
			市民（受益者）負担の適正	5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3				
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～ 9：B 5～ 7：C 3～ 4：D	S	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する （判断の理由） 国民的課題である同和問題をはじめとする人権問題の解消は、行政の責務である。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5				
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	4				
		有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～ 9：B 5～ 7：C 3～ 4：D	A		
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4				
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 2 1 施策推進につながっていない。	3				
		効率性	手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～ 9：B 5～ 7：C 3～ 4：D	A	所属長の課題認識	部落差別解消推進法が施行されて１年余りが経過し、その具現化が求めれている。他県においては法施行を受け条例を制定する自治体もでてきており、本市においても具体的対応を検討しなければならない。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3				
			市民（受益者）負担の適正	5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4				

施策を踏まえた判断	二次判定	□	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒ 指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		■	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。	
		□	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。	
		□	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		□	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		□	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		□	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。	

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

経営者会議の最終判断	事業の方向性		コメント欄
	□	さらに重点化する。	部落差別解消推進法の施行に伴う条例制定など、他の自治体の例も踏まえ、具体的な対応策を検討すること。
	□	現状のまま継続する。	
	■	右記の点を見直しの上、継続する。	
	□	事業の縮小を行う。	
	□	事業の休止、廃止を行う。	